老発 1 2 0 6 第 2 号 令 和 6 年 1 2 月 6 日

各 {都道府県知事 指定都市市長 中核市市長 } 殿

厚生労働省老健局長 (公印省略)

「有料老人ホームの設置運営標準指導指針について」の一部改正について

老人福祉法(昭和38年法律第133号)第29条第1項に規定する有料老人ホームの設置及び運営については、「有料老人ホームの設置運営標準指導指針について」(平成14年7月18日付け老発第0718003号)を参考として、各都道府県、指定都市及び中核市(以下「都道府県等」という。)が地域の実情に応じた指導指針(以下「指導指針」という。)を定め、これに基づき指導が行われているところであるが、今般、当該通知の一部を別添新旧対照表のとおり改正し、令和6年12月6日から適用することとしたので通知する。

各都道府県等におかれては、この旨ご了知いただき、各都道府県等が定める指導指針の改正を検討されたい。